

院内感染対策指針

真生会富山病院は、患者と職員の感染予防、感染制御に取り組むための基本的な方針を以下の通りとする。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染を防止するとともに、感染症発生時は拡大防止のために、その原因・感染経路を速やかに特定し、迅速に対策を図り終息させることが医療機関の義務である。

この指針は、院内感染防止対策ならびに発生時の適切な対応に係る体制を確立することにより、病院の理念に則った適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とし作成する。

1-1. 基本理念

安全で質の高い医療・看護ケアを提供できる感染対策を実行し、職員、患者、地域の方々を感染から守り、住みよい街の生活に貢献する。

1-2. 基本方針

真生会職員並びに来院する方々の健康と安全を守るため、感染症流行に対する適切な感染対策の実行と情報の発信を行い、地域の感染症蔓延防止に務める。

1-3. 院内感染

医療環境下で感染した全ての感染症を指す。入院後 48 時間（もしくは 72 時間）以後に発症したもの、また医療的手技・処置に関連した感染症を「院内感染」といい、医療環境以外で発症したものを市中（または市井）感染という。

1-4. 院内感染対策の対象者

職員、患者（入、外来患者問わず）、訪問者、外部委託業者の職員を含むすべての人。

1-5. 感染管理者

院内感染対策の責任者として病院全体の感染対策を包括的に管理する役割を担う。院内感染に係る情報は常に感染制御医師と共有し、感染症発生状況の把握に努める。病院機能に係る重要な感染症の発生、院内感染が発生した際は、速やかに病院長に報告、情報共有を行い、感染制御医師（ICD）と協議・共同し早期に収束（終息）を図る。

1-6. 感染制御医師（ICD）

ICD 制度協議会認定の資格を有し、院内感染対策の指導的役割を担う。主に抗菌薬の適正使用の推進、院内感染拡大防止に努め、院内ラウンドやサーベイランス、コンサルテーション、情報発信、職員教育等を行い、院内感染症発生防止に努める。病院機能に係る重要な感染症の発生、院内感染が発生した際は、感染管理者と協議・共同し早期に収束（終息）を図る。

2. 院内感染対策委員会の設置及び運営・管理

2-1. 院内感染対策委員会（ICC）

院内感染対策委員会は病院長の諮問委員会であり、院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、感染対策に関する最終の意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置する。

（1）構成

病院長、医師（感染制御医師を含む複数名）、中央検査科（責任者を含む1名以上）
薬剤科（責任者を含む1名以上）、中央放射線科（1名）、リハビリテーション科（1名）
看護部（看護部長、他代表複数名）、事務（責任者を含む1名以上）、視能訓練科（1名）
臨床工学科（1名）、施設管理室（1名）、医事課（1名）訪問看護ステーションこころ（1名）
デンタルクリニック（1名）、有料老人ホーム ほのか（1名）
尚、ICC メンバーは、所属する部署におけるリンクスタッフとしての役割も担い、院内感染対策活動を支援する。

（2）会議及び業務

毎月1回（第2月曜日※祝日の場合、第3月曜日）に定例会を開催する。

【業務】

- 1）ICTによる院内感染対策活動、および細菌培養結果等を協議し助言する。
- 2）ASTによる抗菌薬適正使用に関する指導、教育、管理の実施の結果を協議し、助言する。
- 3）感染対策室、ICT、ASTが実施した職員への指導、教育について共有し、これを支援する。
- 4）院内の感染対策状況の把握と問題解決の推進を図る。
- 5）感染対策に関する診療材料等の選定及び助言。
- 6）感染性廃棄物の廃棄方法の選定及び助言、かつ、廃棄状況の監督。
- 7）全職員へ院内感染防止に関する活動の周知と発信を行う。

2－2．院内感染対策実行チーム（ICT）と抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

ICTは、院内における感染対策を充実させるため、組織横断的に実践的活動を行う。

【活動】週1回、院内環境ラウンドを実施し、環境衛生の保全、実行状況及び、手指衛生の実行状況を確認し、適宜教育的指導を行う。

ASTは、外来・入院を問わず適切な抗菌薬の使用を推進し、耐性菌の発生を防ぐことを目的に耐性菌、細菌、ウイルス等の発生状況を共有し、組織横断的に指導、介入する。

【活動】毎月2回定例会を開催し、指定抗菌薬使用患者ごとに適正使用について協議し、適宜、主治医へ助言等を行う。院内で発生した感染症、病原菌、ウイルスについて共有する。

（1）構成（ICT、AST）

感染制御医師（ICD）、感染管理者、感染管理認定看護師（ICN）、薬剤師、検査技師、保健師、放射線技師により構成する。

2－3．感染対策室

病院長の直属の部門として、院内感染対策委員会を補佐し、感染対策及び指導等、病院全体の感染対策全般について実践し、院内感染発生時は、迅速な感染制御を行えるよう実行、支援する。また、ICT、ASTの活動が円滑に実行できるよう調整を行い、機能的かつ組織横断的に活動する。また、行政、地域の求めに応じ、感染対策の指導、介入活動を行う。

（1）構成

ICD、ICN、保健師

(2) 業務

- 1) 院内感染対策に関する全般的活動（文書作成、サーベイランス集計等）
- 2) 院内感染対策に関する研修・教育の実施と管理（院内感染対策講習会等）
- 3) 院内感染発生時の対応
- 4) 院内感染に関わる他部署との調整と支援、情報の発信
- 5) 職員のワクチンプログラム推進
- 6) 感染対策に関する地域連携（行政との連携）
- 7) その他院内外からの感染対策に関するコンサルテーション

3. 職員研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的考え方・具体的方策について、職員へ周知徹底を図るため研修会を開催し、職員の感染対策への意識向上を図る。全職員対象の講習会を年2回開催する。

4. 感染発生状況の報告

毎週、検査科にて院内感染情報を作成・更新し、院内における細菌等の発生状況を把握する。また、発熱外来（小児科も含む）受診者の感染症発生状況を感染対策室が把握し、必用に応じて情報発信する。

流行性感染症、耐性菌の発生に伴う院内感染拡大を防止するために、検査科と感染対策室は密に情報共有し、重大な事例は、ICDより速やかに感染管理者、病院長へ報告し、対策を講じる。

5. 院内感染発生時の対応

- (1) 院内感染発生時は、発生部署責任者が直ちに感染対策室に報告し、ICTにより速やかに状況調査し、患者および職員への対応および感染対策を講じる。同時にICDより感染管理者（医師）へ報告し、感染管理者は病院長へ報告する。必要な場合は感染対策室より、厚生センターへの報告を行う。
- (2) 感染対策室は、発生から収束するまで、院内感染の改善策の実施及び情報収集は継続し、状況を部署責任者と共有し、全職員へ周知する。
- (3) 必要に応じ、院長は臨時ICCを招集し、感染管理者及びICDとの合議、主導のもと協議し、早期収束を図る。

6. 新興感染症への取組について

新興感染症の感染拡大時においては、通常の診療体制に多大な影響を及ぼす。これを防止するためにも平時からあらかじめ準備を進めておく。

- (1) 平時より発熱及び流行性感染症を疑う患者に対し、一般診療患者とは異なる動線を確保し、専用の診察室で対応する。
また、入院が必要な場合は、個別空調個室やHEPAフィルター付きパーティションにて対応する。

(2) 新興感染症への取り組み

- ・ 県の求めに応じ、感染症対応病床を整備し、個人防護具の備蓄及びゾーニングや感染対策に必要な備品を確保し対応する。
- ・ 発熱外来の対応を強化し、院内への持ち込みを防止する。

(3) 地域蔓延した際は、行政、地域医療施設等と連携、調整し対応する。

7. 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は患者または家族が閲覧できるものとする。(病院ホームページで公開する。)
- (2) 病状の説明とともに、感染防止の意義および基本手技について説明し、同意を得て協力を求める。

8. 院内感染防止対策に係る取り組み事項

感染対策向上加算2を取得しており、感染対策向上加算1の富山大学附属病院と連携している。合同カンファレンスを年4回実施し、院内感染の発生状況、抗菌薬適正使用状況、手指衛生に関する状況を報告、共有、指導を受けている。

9. その他院内感染対策の推進のための事項

- (1) 職員は、自らが感染源とならないように定期健康診断を年に1回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2) 院内感染防止のために、全職員は「院内感染防止マニュアル」を習得し遵守する。
- (3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は職員に周知徹底する。
- (4) 外来・入院を問わず適切な抗菌薬使用を推進し、抗菌薬適正使用支援に努め、耐性菌の発生を防ぐ活動を実践する。
- (5) 感染症流行情報を定期的に共有する。
- (6) 職員は、ワクチンプログラムに従い、可能な限り必要なワクチン接種をうける。

10. 在宅診療における感染対策の推進

居宅(施設)で療養をし、疾病、傷病のための通院による療養が困難な患者、家族(介護者)に対し、自分らしい生活を送る在宅療養の継続と在宅生活の質の確保に貢献するため感染対策の基本的な方針を定める

- (1) 感染を「持ち込まない」「受け取らない」よう標準予防策を徹底する
- (2) 患者、家族(介護者)、職員の健康管理に留意し、早期発見に努める
- (3) 個々の生活環境に応じた感染対策を実践する。
- (4) ワクチン接種を推奨する。
- (5) 診療の際は、針刺し、粘膜暴露事故防止を徹底する。

医療法人真生会 真生会富山病院
感染対策室

附則

平成 23 年 4 月 1 日 作成
令和 6 年 7 月 8 日 改定
令和 7 年 6 月 14 日 改定
令和 7 年 8 月 19 日 改定